

令和3年4月28日

保護者様

広島県立日彰館高等学校
校長 川中延晃

スマホ・携帯電話の所持及び学校への持ち込みについて

春暖の候 保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素から、本校教育活動への御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、このことについて、次の通り指導を行ってまいりますので、引き続き御協力をお願いします。

1 経緯と基本認識

- (1) 平成30年の豪雨の教訓を踏まえ、登下校中の緊急連絡手段として持ち込みを許可制にしていますが、学校生活には、スマホ・携帯電話は必要ありません。
- (2) スマホ・携帯電話に係っては、スマホ依存、人間関係のトラブルをはじめ、多くの問題点があります。したがって、たとえ許可されても校門に入る前に電源を切ってカバンに収め、学校にいる間は触れないことにしています。
- (3) 緊急連絡用にスマホ・携帯電話を持たせたい場合には、「誓約書」と「我が家のスマホルール」を添付して学校に申請してください。
- (4) 通学時に緊急連絡手段として使用する場合は、社会的使用ルールを守らせてください。

2 学校と家庭の連絡方法について

- (1) 学校から生徒への連絡は、必ず保護者を通して行います。
- (2) 教職員が生徒のスマホ・携帯電話に直接電話したり、電子メールやラインの送受信をしたりすることは禁止しています。
- (3) 生徒が自身のスマホ・携帯電話から教員のスマホ・携帯電話に直接電話したり、電子メールやラインの送受信をしたりすることも禁止しています。

今後とも、スマホ・携帯電話の適正使用に係る啓発を行うとともに、これらを使用した不祥事の未然防止に取り組んでまいりますので、保護者の皆様には趣旨を御理解いただき、指導に御協力くださいますようお願いいたします。